

「正眼寺文書」について

愛知学院大学教授 文学博士

田島 柏堂

正眼寺が僧録に任せられたのは、江戸初期すなわち寛永六年（一六二九）六月二十二日で、『宗門公記』・『大奥参考録』の「定置僧録之覚」に「尾張下津・正眼寺」と見えている。當時における曹洞宗の宗政機構は、上に天下大僧録として関三刹（下総総寧寺・武藏龍穩寺・下野大中正）があり、その下に四箇国（上野・信濃・越後・佐渡）僧録頭として上野雙林寺があり、東海道四箇国（駿河・遠江・三河・伊豆）の大僧録として遠江可睡齋があった。そして全国に僧録五十箇寺が設置され、そのうちの一つが正眼寺の僧録である。正眼寺の僧録は、関三刹のうち大中正の配下に属し、尾張領国内の宗門寺院の統制を行なった。この僧録は、いわゆる地方における行政的統制機関であって、法規としては、曹洞宗法度・永平寺諸法度・総持寺諸法度・扶桑国曹洞宗法度等に準拠して、宗政の運営に當り、細目は関三刹へ伺い、その指令に従って事務を遂行したのである。関三刹は、行政上の最高統轄機関であったので、地方の僧録に対し、僧録状を付与したのであるが、一宗の根源であり、宗門主権の所在である永平寺・総持寺の両大本山よりも僧録状を下付している。すなわち「正眼寺文書」の正保四年（一六四七）九月二十八日付、永平寺二十五世北岸良頓よりの僧録状には、

掟

貴寺之儀天鷹一派之依
為古道場任先書尾州之内
曹洞一宗之諸法度嚴密
可申付事必也若違背之寺
院於有之者急度就當山
可被遂其理者也依僧録狀
如件

永平現住

正保四丁亥年九月廿八日良頓（花押）

正眼寺

と見えている（写真参照）。尾張領国内の宗門寺院に対し、曹洞宗諸法度を厳密に遵守すべきことを規定し、僧録としての正眼寺がその任務を厳行するよう督促している。なおこの文書は、寛永六年同寺が僧録に任せられてより十九年後のもので、洵に貴重な史料である。

次いで翌慶安元年の三月二十日・九月一日には、能登総持寺五院より、正眼寺に僧録状が下付されている。九月一日付の文書は、寛政三年（一七九一）五月、正眼寺の住持大統獨仙（三十世）によって板刻され、僧録榜としても伝えられている。

掟

正眼禪刹者尾州一国之僧録
通幻十哲之其一也為斯門派
貴寺無不末寺之間其表一
派之尊宿以評議天鷹忌
盡未來無斷絶一派之寺庵

至少室主辻遂集来可謝得
法恩者必矣依評証如件

普藏院

慶安元戊子曆 妙高庵

李秋且トマ 洞川庵

伝法庵

如意庵

尾州

正眼寺

〔注〕榜の裏側に「寛政三辛亥年五月日、
現住大統代新造」と一行に墨書す

とある（写真参照）。正眼寺の開創者天鷹祖祐（通幻寂靈を開山に勧請し、自らは第二世となる）の忌日には、その一派の寺庵は尽く同寺に集来して、報恩の法要を勤修し、その法会は尽未来際にわたって営弁すべきことを定めている。

さらに、「正眼寺文書」の元禄十三年（一七〇〇）二月二十四日付、永平寺三十七世石牛天梁よりの僧録状には、

掟

一 貴寺者依為天鷹一派之

古道場任先書尾州曹洞

諸寺院之法式儼密應被

指揮也若於破法違條之

輩者當依法黜罰焉仍

僧録状如件

永平寺

元禄十三庚辰二月廿四日 天梁（黒印）

尾州
正眼寺

と記し（写真参照）、尾張領国内における宗門寺院の法式作法を、如法嚴密に行わせるよう綱紀を肅正している。

また「正眼寺文書」の中には、関三利より同寺へ下付したものが種々存するが、その一つに天保十年（一八三九）二月二十九日付、準常恒会（法幢地のこと）の免牘（全文省略す・写真参照）がある。これは當時、結制修行の風習が盛んとなり、建法幢を競うの余り、法度を乱し規矩を無視する者が多くなり、幕府は制令を出して法幢免牘のない寺院の結制を禁じたのである。元禄以後は、関三利に懇願し免牘を得て、初めて法幢地の寺格を得た。なお永平寺からは、免章を与えて関三利の免牘を承認したのである（『江戸洞門政要』）。右の文書は、當時における宗門の寺格制度を知る上に好箇の資料となる。

「正眼寺文書」は、かように永平寺・総持寺よりの文書、関三利との往復文書、或は尾張領国内の宗門寺院よりの差出文書、その他、朱印状、黒印状など、公的文書が多数を占め、その數二千四百二十通に達している。

思うに、曹洞宗における江戸時代の僧録制度は、寛永六年以来、二百三十余年の長きにわたって存続したのである。「正眼寺文書」は、この間の資料が豊富に保存されている。従って「正眼寺文書」は、江戸期における宗門の思想・経済・文化・制度などの諸問題を究明する上に、極めて重要な資料である。されば今後、曹洞宗史研究の上においてはもちろん、広く日本仏教史、日本宗教制度史研究の上においても、裨益することの多い貴重な史料である。